春の火災予防運動はじまる

昨年は約一億二千万円が灰

春の火災シーズンを迎え二月二十八日から三月十三日まで恒例の火災予防運動が行われています。この運動が予防思想の普及向上による出火の防止と、出火時における早期通報、初期消火及び避難管理の徹底とによつて市民の生命、身体及び財産を火災からまもることを目的としております。特に最近の火災の傾向は尊い人命の焼死傷事故が急増しており、又各地に発生した火災もその事例の大半がわずかの油断、不注意から生じております。このためこの運動は

「たばこ」による火災の防止
焼死傷事故の防止
大火の防止
特殊火災の防止

を重点目標として行われています。

（写真・火災の現場）

◇焼損面積　七五六六・四五平方米

◇損害見積額　一一八、三五九千円

◇罹災世帯　全焼　一世帯　半焼　十八世帯

◇死傷者　死者　一名　傷者　十名

◇火災件数は前年よりも四件減つたが逆に焼損面積は二十倍強、損害見積額は十一倍強となつております。これは損害三千万円以上の工場火災が二件もあつたためであります。

◇火災発見の種類別では、電話によるもの二九件、望楼発見四件、鎮火後届出のあつたもの一件、その他一件となつております。

◇月別では二月が六件、一三、四、五月が五件、八月が三件、十一月が二件、六七、八、九、十二月が一件十月が無火災でした。

◇原因別では「たばこ」が四件、コードが四件、ついで「マッチ」「かまど」がそれぞれ三件、「焚火」「コンロ」「花火」「熔接断の火花」がそれぞれ二件の順となつております。

火災損害　県下第2位

ありがたくない富士市の火災

昭和三十九年一年間における富士市の火災発生状況を次の通りおしらせします

◇火災件数　三五件
建物火災　二四件
車両火災　三件
其の他の火災八件

民意を反映

これが検察審査会のしごと

新しい憲法のもとに、日本の政治を明るくするために、いろいろの民主的な新しい制度が生れました。検察審査会も、この新しい制度の一つとして「司法の民主化」という大きな使命をもつて昭和24年に生れとしで15年目を迎えます。

公務員は、みな国民からまかされて国のしごとをしています。ですから公務員のしごとのやり方は、常に国民の監視を受けていなければなりません。

わたくしたちの中から選ばれた検察審査員11人が国民の意見を検察庁のしごとの上に反映し、これを正しく監視するのが検察審査会です。

検察審査会のしごと

犯人を裁判にかけるのは検察官だけしかできません それでは、窃盗、詐欺、暴行とか交通事故などいろいろの犯罪で被害を受けた人が、警察や検察庁に訴え出たが、検察官がその事件を裁判にかけてくれない、どうも納得がゆかないという場合、どうしたらよいでしょうか。そのようなときには、すぐに検察審査会に申し出て下さい。

検察審査会では、その事件の真相をよく調査し、検査官が裁判にかけなかつたことが正しいかどうかを判断し、場合によつては、その事件を裁判にかけるようその検察官の監督者である検事正に対して意見をのべます。また検察庁のしごとのやり方全体にわたつて改善すべき点があれば、検事正に勧告することもできます

検察審査員はどうして選ばれるか

検察審査員は11人から成り立つておりますが、衆議院議員の選挙権を有する満20才以上の男女のうちからくじでえらばれます。そして任期は6ヶ月です。

審査の申立の費用は無料

検察官が裁判にかけなかつた事件について、告訴や告発をした人または被害者など誰でもできます。

申立には、一切費用はかかりません。皆さんのうちで犯罪によつて彼害を受けたりして困つている方がありましたら遠慮なく沼津市の裁判所の中に検察審査会事務局がありますのでご相談にお出かけください。

期限内に申告

3月は税金の申告月

もうみなさんのご家庭には、申告書が届いていることと思いますが、所得税の確定申告と納税は三月十五日、また個人の事業税や、県、市町村民税の申告は三月二十日までです。

この申告を忘りますと、いろいろな控除が認められず、税金が高くなります。

忘れずに期限内に申告して下さい。

申告書は、主として前年に課税のあつた人にお送りしておりますが、送付されなかつた人でも、納税義務のある人は申告する必要がありますからそれぞれ申告用紙を請求して下さい。

なお三月十五日まで富士税務署で共同納税相談所を開き所得税、個人の事業税県市町村民税の申告を同時に受付けておりますからご利用ください。

3月のお天気

山登り（なだれ）に赤信号

冬の間、続いていた西高東低の気圧配置も三月の声をきくと崩れだし、風も割合おだやかになり日中の気温もどんどんあがつてきます。しかし昨年の三月にはきびしい寒さがやつてきています。すなわち十二月八日には関東南部一帯は大雪に見舞われ、二十七日にも東京地方ではボタン雪に見舞われ春の訪れで寒さに気をゆるしていた都民をすつかりふるえあがらせました

そこで三月に警戒しなければならない気象現象としては、次のようなものがあげられます。

春の荒れ

春はよく大風が吹きますがこれは低気圧が日本海を通るとき起こります。この時期の低気圧は、急激に発達したり、また速いスピードで移動したりするのでとくに海上の一般船舶、漁船などは気象情報に十分注意してください。

春の火事

南風が吹くと、急に気温があがり、空気が乾燥してくるので、大事が起きやすいし、さらに暴風は、小さなボヤも大火に発展させてしまいます。鳥取市、飯田市、青森、秋田両県下などで戦後おこつた大火はいずれもこのような気象条件でした。

なだれ

今冬も山の遭難が多い。とくに南アルプスでなだれによる大量の犠牲者が続出しています。

なだれは、積もつている雪がくずれて傾斜面をすべり落ちる現象です。その分類は複雑でいろいろな分けかたがありますが積雪全体が地面の上をすべり落ちる「全層なだれ」と積雪の上の方の部分がその下の積雪の上をすべり落ちていく「表層なだれ」の二つに大きく分けることができます。

全層なだれは、気温があがつて雪どけがさかんになつた時に多いもので、また、表層なだれは前に積つた雪の表面が新しく積つたときちょつとした刺激で新雪が積雪層の上を非常な速度ですべり落ちるものです。三月に入つて山登りする人たちはくれぐれもこれらの点に気をくばり犠牲者を出さないようくれぐれも注意してください。

火災の通報は「119番」

2月14日から電話が自動化され、火災の通報番号が局番なしの119番となりました。この電話は緊急（火災）の場合以外使用しないで下さい。

尚消防署の加入電話番号は、61－3518番（代表）です。

公共施設を暴力団の興行から守りましょう

最近あいつぐ警察署の取締りによつて資金源に窮した暴力団は、廉価で収容力の大きい公会堂、公民館、学校等の公共施設を利用して各種の興行を行ない、その収益によつて活動資金を得るという窮地の策に出ております。そこでこの公共施設は、あくまでも地域文化の向上と住民の福祉の増進を目的として設けられているので、今後は暴力団が主催し、あるいは介入する各種興行には公共施設を絶対に貸さないことになりましたので市民のみなさまのご協力をお願いします。